○国際武道大学職業紹介業務運営細則

昭和62年４月15日
制定

（趣旨）

第１条　この細則は、国際武道大学職業紹介業務運営規則（昭和62年４月15日制定。以下「規則」という。）に基づき、職業の紹介及び就職対策業務を円滑に運営するため必要な事項を定めるものとする。

（進路帳票（求職票）への登録）

第２条　すべての学生は、就職、進学、自家営業等の希望する進路について、所定の期日までに大学が指定する進路帳票（求職票）に必要事項を記入して登録しなければならない。

（求職）

第３条　就職を希望し、職業紹介を求める学生は、大学の指示に従い、所定の手続をしなければならない。

２　前項の手続をしない場合において、大学は、職業紹介を中止し、又は職業紹介に必要な書類を交付しないことができる。

（紹介）

第４条　求人票を提出した事業所（以下「事業所」という。）に対する学生の紹介は、規則第３条第２項の規定により、登録したすべての学生について、次の各号に掲げる順に行う。ただし、やむを得ない理由がある場合においては、紹介する事業所の数を増減することがある。

⑴　第１回の紹介事業所数は、２事業所以内とする。

⑵　第２回以降の紹介は、前回において不採用と決定したことが確認された後とする。

（推薦）

第５条　大学は、事業所に対し、次に掲げる各号のいずれかに該当すると認められる学生を推薦する。

⑴　性行が正しく、武道又は体育の技能が優れた者

⑵　性行が正しく、学業成績の良好な者

⑶　事業所の求人条件に適格な者

（内定等）

第６条　事業所から採用内定通知を受けた学生は、速やかに就職担当教員及び学生支援センター事務室に届け出なければならない。

２　前項の場合において、先決決定の原則に従い、最初の内定事業所をもって就職する事業所とし、当該事業所のほかに出願中の事業所がある場合は、辞退の申出をしなければならない。

（進路決定）

第７条　前条の規定により、最終的な進路が決定した学生は、速やかに就職担当教員及び学生支援センター事務室に届け出なければならない。

２　大学への届け出は学生支援センター事務室が指定する帳票（進路決定報告書等）をもってこれに充てる。

（学生の遵守事項）

第８条　学生は、規則及びこの細則の規定を守らなければならない。

２　規則及びこの細則の規定を守らず、又は就職に関し、大学の体面を汚す行為があったと認められる場合においては、紹介を中止し、又は推薦を取り消すものとする。

３　第４条の規定により紹介された学生は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1)　事業所が指定する出頭日を任意に放棄しないこと。

(2)　事業所が指定する出頭日に出頭できない理由が生じた場合においては、事前にその旨を当該事業所に通知し、かつ、就職担当教員及び学生支援センター事務室に届け出ること。

(3)　事業所から通知のあった事項は、速やかに就職担当教員及び学生支援センター事務室に届け出ること。